

「平成21年3月26日」
「理事会制定」

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北文化学園大学（以下「本法人」という。）における公益通報に関し必要な事項について、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、次の各号に定める者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本法人又は本法人の事業に従事する場合における役員（本法人寄附行為第5条第1項に定める者。以下同じ。）、第1号に掲げる教職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本法人、行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

(1) 本法人の教職員（本法人と雇用契約のある契約教職員、嘱託教職員、非常勤講師、授業アシスタント、パートタイム教職員、アルバイト等の短時間勤務教職員等を含む。）

(2) 本法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、本法人において当該業務に従事する者

2 この規程において「公益通報者」とは、公益通報をした教職員をいう。

3 この規程において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

(1) 保護法別表に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に規定する罪の犯罪行為の事実

(2) 最終的に前号の犯罪行為につながる法令違反行為の事実

(3) その他本法人規則等の規定に違反する行為の事実

4 この規程において「行政機関」とは、保護法第2条第4項に規定する行政機関をいう。

5 この規程において「設置校等」とは、東北文化学園大学、幼保連携型認定こども園久慈幼稚園、友愛幼稚園、東北文化学園専門学校及び学校法人東北文化学園大学事務組織規程第2条各項に定める本法人の各局等をいう。

第2章 公益通報処理体制

(総括等)

第3条 本法人における公益通報の処理に関しては、理事長が総括し、法人事務局長が補

佐（以下「総括補佐」という。）する。

（通報・相談窓口職員）

第4条 本法人の各設置校等に、第2条第1項各号に掲げる者（以下「教職員等」という。）からの公益通報の受付及び法令等の違反行為に該当するか否かの確認等の相談（以下「公益通報等」という。）のための通報・相談窓口を内部監査室に置き、室長又は課長（以下「通報・相談窓口職員」という。）をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、本法人外に通報・相談窓口を置くことができる。

（公益通報等の方法等）

第5条 公益通報等は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会によるものとする。

2 公益通報等は、実名により行わなければならない。

（公益通報の受付等）

第6条 通報・相談窓口職員は、公益通報があったときは次の各号により受け付けるものとする。

（1）電子メール、ファクシミリ又は書面によるときは、記載内容に不備がないことを確認する。

（2）電話又は面会によるときは、通報対象事実その他必要事項を的確に把握する。

2 通報・相談窓口職員は、前項による受付に当たり、必要に応じて公益通報者は保護され、公益通報者の秘密は保持されることを説明するものとする。

3 通報・相談窓口職員は、公益通報を受けた場合、総括補佐を通じて理事長にその内容を速やかに報告するものとする。

4 役員又は第4条第1項に規定する者以外の教職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報・相談窓口職員に連絡し、又は当該公益通報者に対し通報・相談窓口職員に公益通報をするように助言しなければならない。

（相談への対応）

第7条 通報・相談窓口職員は、相談があったときは、前条に準じて誠実に対応しなければならない。

（調査実施の可否等）

第8条 理事長は、第6条第3項の報告を受けたときは、通報・相談窓口が当該公益通報を受けた日から20日以内に、通報対象事実関係の調査（以下「調査」という。）の実施の可否について、当該公益通報者に通知しなければならない。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

2 理事長は、前項の調査実施の可否の判断に当たっては、役員又は公益通報対象事実に関係する設置校等の教職員から意見を聴取等できるものとする。

3 理事長は、第1項の調査実施の可否の判断に当たっては、当該公益通報者に対し通報事実を裏付ける証拠の提供等を要請できるものとする。

第3章 公益通報調査委員会

(委員会の設置等)

第9条 理事長は、前条の規定により調査を実施する場合においては、調査を実施し、及び是正措置又は再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を審議するため公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。ただし、通報対象事実が緊急を要する場合は、委員会を設置せずに是正措置等を講ずることができる。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 総括補佐

(2) 公益通報対象の設置校等の学校長及び園長

(3) 通報・相談窓口職員

(4) 公益通報対象の設置校等の教職員で理事長が指名する者 1人

(5) 公益通報対象の設置校等以外の通報・相談窓口で理事長が指名する者 1人

(6) その他理事長が指名する者 若干人

3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 委員長は、会議を主宰し、調査の実施及び是正措置等の取りまとめの責任者となるものとする。

(調査協力)

第10条 委員会が必要と認めた場合には、調査対象設置校等に対し、関係資料の提出、その他必要な調査協力を求めることができる。

2 委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 前2項の規定に基づき調査協力又は出席を求められた場合には、協力しなければならない。

(調査の配慮義務)

第11条 委員会は、当該公益通報に係る調査の実施に当たって、公益通報者が特定されないよう、又は公益通報者、被公益通報者及び調査に協力した者等の秘密、信用、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう十分配慮しなければならない。

(利益相反関係の排除)

第12条 この規程に定める業務に携わる役員又は教職員が、通報対象事実に関する公益通報の対象になり、又は対象となることを見込まれる場合は、当該業務に携わることはできない。

第4章 調査の完了及び是正措置等

(調査結果のまとめ及び是正措置等の報告)

第13条 委員会は、第9条の規定に基づき調査の結果及び是正措置等を取りまとめ、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、第9条第1項ただし書き、又は前項の報告を受け是正措置等を講ずる必要を認める場合は、当該設置校等の長に是正措置等を命ずることができるとともに、必要に応じて関係行政機関に対し当該調査結果及び是正措置等に関し報告を行うものとする。

(調査結果の通知等)

第14条 理事長は、前条第1項の報告があつたときは、当該公益通報者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。また、是正措置等が講じられたときも、同様とする。

(被公益通報者等への配慮義務)

第15条 本法人は、前条の通知をするときは、当該公益通報に係る被公益通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)及び当該調査に協力した者の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(委員会の解散)

第16条 委員会は、第13条の規定に基づく報告を行った後、理事長が調査等を完了したと認めたときに解散するものとする。

第5章 公益通報者の保護及び懲戒処分等

(解雇の禁止等)

第17条 本法人は、役員又は教職員等が公益通報等をしたことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱い(第2条第1項第2号に規定するものにあつては請負契約その他の契約の解除)を行ってはならない。

2 理事長は、公益通報者に対し、不利益な取扱い又は嫌がらせ等を行った役員又は教職員がいた場合は、当該役員又は教職員に対し、学校法人東北文化学園大学就業規則(以下「就業規則」という。)の規定により、懲戒処分等を課することができる。

(関与教職員の処分)

第18条 理事長は、委員会の調査結果に基づき、法令違反等の行為が明らかになった場合は、当該法令違反等の行為に関与した役員又は教職員に対し、就業規則の規定により、懲戒処分等を課することができる。

(不正目的の通報制限)

第19条 公益通報者は、虚偽の通報、誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の不正の目的の通報を行った役員又は教職員に対し、就業規則の規定により、懲戒処分等を課することができる。

(個人情報保護)

第20条 本法人及びこの規程に定める業務に携わる役員又は教職員は、公益通報された内容及び調査で得られた個人情報を漏洩してはならない。その職等を退いた後も、同様とする。

2 理事長は、正当な理由なく公益通報された内容及び調査で得られた個人情報を漏洩した役員又は教職員に対し、就業規則の規定により、懲戒処分等を課することができる。

第6章 雑則

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

(庶務)

第 22 条 公益通報者保護に関する庶務は、内部監査室が行う。

(規程の改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 9 月 28 日 理事会)

この規程は、平成 22 年 9 月 28 日から施行し、平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 9 月 25 日 理事会)

この規程は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。